

西宮市立留守家庭児童育成センター育成料減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立留守家庭児童育成センター条例(昭和63年西宮市条例第81号。以下「条例」という。)及び同条例施行規則(昭和63年西宮市規則第99号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、西宮市立留守家庭児童育成センター(以下「育成センター」という。)の育成料の減免の取扱について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「保護者」とは、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 利用児童からみて父又は母にあたる者。
- (2) 利用児童と同居しており、利用児童からみて祖父又は祖母にあたる者。
- (3) 前2号のいずれにも該当しない者で、利用児童を養育している者。

(減免申請)

第3条 利用の許可を受け、育成料の減免を受けようとする児童の保護者は、育成料減免申請書(以下「減免申請書」という。)及び児童の属する世帯の所得状況等を証する書類(以下「添付書類」という。)を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、市長に提出しなければならない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯の場合、生活保護の受給証明書又は扶助を受けていることを証する書類。

(2) 前号以外の世帯の場合、利用許可開始日(以下「利用開始日」という。)の属する年度(以下「利用年度」という。)の前年度についての保護者全員分の住民税課税証明書(以下「課税証明書」という。)。ただし、利用年度の前年度の住民税課税情報が西宮市に存する者で、市長が市民税課税台帳を閲覧することを承諾した者は、課税証明書の添付を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則第9条に規定する世帯につき2人以上の児童に利用させた場合の育成料の減額のみを受けようとする保護者は、減免申請書及び添付書類の提出を省略することができる。

3 減免申請書の提出があった日(以下「減免申請日」という。)から児童の属する世帯の状況が変わった場合、保護者は速やかに減免申請書を提出しなければならない。

(減免期間)

第4条 育成料の減免は、利用開始日の属する月(以下「利用開始月」という。)から利用年度の月末まで行う。なお、減免申請日が利用年度の前年度に属する場合は、減免申請日を利用年度の前年度の3月31日として取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、減免申請日が利用開始日以後の場合、減免申請日の翌月以後に納期限がはじめて到来するものから利用年度の月末まで行う。

3 前2項の規定にかかわらず、春季、夏季又は冬季の学校の休業日のみ利用する者に対する育成料の減免は、減免申請日が利用開始日より早い場合に限り、利用開始月の翌月以後に納期限が到来するものから利用年度の月末まで行う。

4 市長は、減免申請書及び添付書類に不備がある場合は、当該減免申請を減免申請日から90日目が属する月の末日までの間(以下「保留期間」という。)保留することができる。

5 前項の規定にかかわらず、保留期間に減免申請書及び添付書類が整えられて再提出された場

合、当初の減免申請日に減免申請があったものとして取り扱うことができるものとする。ただし、保留期間を経過した後に減免申請書及び添付書類が整えられて再提出された場合、再提出された日を減免申請日とする。

6 市長は、減免申請日以降に利用年度の前年度の住民税に変更があった場合、利用年度の育成料について、変更後の住民税を基に再決定することができる。

(減免の取消し)

第5条 市長は、育成料の減免を受けた保護者が、虚偽の申請その他不正な行為をしたと認められる場合においては当該減免申請を取消し、適当な育成料を決定するとともに、減額又は免除に係った育成料を徴収する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。